

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成22年 5月25日
(2010年) 毎月3回5の日に発行

第1761号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実
<http://www.si-gichokai.gr.jp>

市議会旬報



三島会長が開会挨拶



大橋光政・四国議長会
会長 (高松市)

四国議長会が総会

新会長を選任

9部会提出議案出揃う

四国市議会議長会は5月10日、高松市で総会を開催。新会長に大橋光政・高松市議会議長を選任したほか、会長提出議案や各県から提出された要望議案について審議し、原案のとおり可決した。

決定された要望のうち「地方の公共交通の維持存続に向けた国の支援制度の充実」など3件を本会定期総会へ提出する議案として決定した。

4月中旬から開催されたきた全国9議長会の総会は、今回開催の四国議長会を最後にすべて終了。本会の第86回定期総会へ提出される要望議案が出揃った。(各部会からの提出議案は3面に掲載)

病院協が総会で決議

新会長に佐々木徳島市議長

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 三島進・松江市議会議長)は5月13日、東京・都市センター会館で総会を開催。任期満了に伴う役員改選を行い、新会長に佐々木健三・徳島市議会議長を選任するとともに、総会決議を採択した。

自治体病院は、医師不足・偏在の問題のほか、度重なる



佐々木健三・病院協
新会長 (徳島市)

医療制度改革や診療報酬の見直し等によって厳しい経営を強いられており、診療科の縮小・廃止に止まらず、休止・閉院に追い込まれるなど、深刻な事態となっている。そのため決議では▽地域の



挨拶する細田博之・自治体病院議員連盟会長

医師不足・偏在を解消するための抜本的な対策▽医学部の定員増及び地域枠の更なる拡大▽救急医療体制の充実確保——などを求め、要望実現に向け関係方面に対し、実行運動を展開することとした。

会議では、細田博之・自治体病院議員連盟会長による来賓挨拶が行われたほか、総務省の細田隆・大臣官房審議官(公営企業担当)が公立病院

監事・相談役会を開催し、平成21年度会計決算や基地対策関係施策の充実強化に関する要望などについて協議。重点要望として▽基地交付金・調整交付金の所要額確保等▽基地周辺対策経費の所要額確保等——を掲げた。

また会議では、総務省の後藤篤二・固定資産税課長と防衛省の廣瀬行成・地方協力企画課長が、22年度の基地対策関係予算について報告した。

同協議会は要望事項の実現に向け役員会の翌14日、副会長らによる実行運動班を編成し、北沢俊美・防衛大臣ほか平野博文・官房長官らに面談、要望した。



【上写真=5月13日】役員会で挨拶する石川基地協会長【下写真=翌14日】北沢俊美・防衛相(右から4人目)、平野博文・官房長官(中央)に対し院内で要望する基地協実行運動班



基地調整 交付金など 要望協議

基地協が役員会後実行運動

全国市議会議長会基地協議会(会長 石川一郎・千歳市)は5月13日、東京・全国都市会館で正副会長・

また会議では、総務省の後藤篤二・固定資産税課長と防衛省の廣瀬行成・地方協力企画課長が、22年度の基地対策関係予算について報告した。

同協議会は要望事項の実現に向け役員会の翌14日、副会長らによる実行運動班を編成し、北沢俊美・防衛大臣ほか平野博文・官房長官らに面談、要望した。

前号に引き続き、本会が1月末に開催した全国市議会議事務局職員研修会で講演していただいた大塚康男・市町村アカデミー客員教授の講演要旨(下)を掲載します。

◆議員の兼業禁止

本日のもう一つの話は地方自治法第92条の2に規定されている兼業禁止の問題。例えばA市に所属する議員が会社を持っていて社長や専務であっても、または社員でもこれ自体何ら問題はありません。問題になる兼業禁止というのは何か。議員が社長をしている会社と市との間で請負契約をした場合です。これが兼業の問題となるわけです。

請負とは契約ですから、当事者双方の意思の合致によって成り立つ。なぜこれを禁止しているのか。具体的に言うると、議員は市の予算、条例、契約議案等に参画して意思決定、いわゆる賛成・反対等の議決権を持っている。ということは、この請負契約を定めるときに、この議員は両方の立場になっているので、額を定めたりするときに、濫用される可能性がある。そういう可能性があるのなら事前に排除しましょう、これが兼業禁止です。

そして議員が、あくまでも自分の所属する市と契約する

場合が問題となります。議員が社長であっても、この議員が所属する自治体でなければ別問題ない。社長と言いますが、会社の意思決定をできる立場かどうか。簡単に言えば、民間だったら取締役会の構成員か否かで判断してください。単なる社員の場合は兼業禁止には該当しません。社員は会社の意思決定に参画していないから。

◆請負について

自治法92条の2では請負と書いてありますが、行政実例とか判例の中では、請負だけではなく、もっと広く委託なども兼業禁止に該当する。具体的には、例えば清掃会社で役所の清掃を請け負っている。警備会社で夜間警備を請け負っているなど沢山あります。ただ、1回だけの行為は請負の中にはいらない。例えば会社が土地を持っていて



市町村アカデミー客員教授 大塚康男氏

議会運営について

第57回職員研修会講演要旨(下)

市に売る。1回だけの売買行為は、兼業にかかりません。兼業にかかるとは反復継続するような行為をいいます。では、そういう状況になつたら何でも兼業に該当するの

か。最高裁判所の判決は次のように示しています。請負になるかどうかというのは、金額の多寡ではなく、今回出す請負がその前年の売上額のどのぐらいを占めるか。最高裁判所は50%を超えるか超えないかで判断している。例えば

のは問いません。仮に1%でも該当してしまいます。そこで現実には、兼業になるかどうか、だれが言い出すかというところ、執行部はこれに関する発議権がなく、ほかの議員になります。兼業の禁止に

該当する議員をAとしますと、A以外の議員が動議をかけてきます。A議員は兼業にかかっているのではないか、だから調査してくれと、兼業の問題が出てきます。そして結論から言うと、出席議員の

から動議がかかり、A議員は兼業にかかっているのではないかと、調査し、出席議員の3分の2が得られれば、その時点で議員の身分がなくなります。

問題になるのは次の場合。例えば、4年の任期のうち最初の2年間だけ、A議員は会社の社長で請負をしていた。2年たった時点で、A議員は「もう年だから会社の社長をやめて一切おろし」と、例えば子どもに社長等を譲り、3

ば、前年の会社の売り上げが10億円だとすると、今回の請負が1億円とすると前年の売り上げの10%なのでクリア。これは形上、請負にかかりませんが、実質的な、いわゆる兼業禁止に該当する請負ではない。では請負が6億だと60%ですから92条の2の兼業禁止に該当する請負となる。気をつけなければいけないのは、この判断は法人の場合だけ。個人経営の場合は50%という

3分の2以上が、A議員は兼業に該当するという判断を出したら、その時点で議員の身分がなくなります。怖いでしょう。だから、議員自身も全く意識しない間に議員の身分がなくなることもあります。では、議員の4年の任期中ずっと、その兼業の状況が継続していた場合、具体的には議員が会社の社長で、毎年、市と請負契約をしていた。その任期中のどこかで他の議員

業になっていたのでないかと、動議をかけられた。議員は2年前に会社をやめていますが、これを兼業の問題として扱うのか、扱わないのか。事務局、どうなのだとか聞かれたいところはどうですか。議会というところは即座に、事務局の皆さんが判断できなければいけない。結論から言うと、この場合もかかります。動議をかけたときにはその状況ではなかったとしても、その

同一任期中の中で起きたものは、これは兼業の問題として扱います。事務局は正しく把握しておく必要があります。このような事例は基本の話。例外中の例外の問題ではなく、ある程度の専門書を見れば必ず書いてあります。ですから最低限度、最も基本的なものは頭の中に入れておくべきです。このぐらいの問題で、さあ、どうすると頭を抱えているようでは困ります。

◆NPO法人と兼業禁止
ここまで、従来の兼業禁止の問題について話しました。これから問題になってくるのは、議員が役員をしているNPOとその議員が所属する自治体とが委託契約や請負契約等をする兼業禁止になるということです。

私が市川市の局長のときに問題が起きました。ある議員が、NPOに理事として入られていて、次の年に、市川市がこのNPOに、何百万という委託料を出して、ある事業をお願いしたという事実が起きた。議員も、自治体側の委託する課の担当課長も全く気がつかない。私は聞いてい

【3面に続く】

【2面から続く】
て、あれ、危ないなと思ったので「議員さん、このままでは兼業になってしまいます」とすると「では局長、どうしたらいい」となった。方法として3つあります。1つは議員をやめる。2つ目、この委託をやめる。3つ目は、議員が理事をやめれば、役員でなければいいわけです。先ほど会社の単なる社員ならいいと言いましたが、NPOでも一緒です。NPOの単なる構成員だったなら、民間でいうところの役員ではない。その議員に「役員さえおられてくれれば大丈夫です」と言って、役員からおりるといふ選択をしてみました。

9部会提出議案

5月26日開催の本会定期総会に、9部会から提出される議案は次のとおり。(項目のみ掲載)

北海道部会

- ▽北海道新幹線の建設促進
- ▽地域職業訓練センターの機能維持
- ▽北方領土問題の早期解決等

東北部会

- ▽道路交通網の整備促進
- ▽国民健康保険制度の充実強化
- ▽地方財政の充実

北信越部会

- ▽一般国道470号能越自動

最後に、指定管理に関しての問題。例えば、議員が経営しているスポーツ運営会社で、市が指定管理でプール等の運営を任す。これは兼業禁止にかかりますかという問題です。これについての裁判所の判断はまだ出ていません。自治法244条の2に指定

◆指定管理者と兼業禁止
最後に、指定管理に関しての問題。例えば、議員が経営しているスポーツ運営会社で、市が指定管理でプール等の運営を任す。これは兼業禁止にかかりますかという問題です。これについての裁判所の判断はまだ出ていません。自治法244条の2に指定

管理に関する規定があります。自治法は総務省が所管です。総務省からこの指定管理行為について、指定管理は行政行為だという通知が出ています。行政行為は行政庁が法に基づいて、相手方の同意なしで、一方的にこれをやりなさい、という行為。一番代表的なのは何かというと税

金です。皆さんも税金を納めている相手方から、幾ら取りますから、よろしいですかと同意は求めない。あなたはこれだけの収入があるから、税金をこれだけ払いなさいと、これが行政行為の代表。総務省の見解では行政行為ですから、行政庁が一方的にこの会社に対して指定管理をやらせる。当事者間の意思の合致があるが契約ですから契約ではない。契約ではないのだから請負ではない。請負ではないのだから兼業禁止にはならない。従って、現時点では、指定管理行為は兼業禁止に該当しない。今、総務省はこういう見解ですが、変更される可能性もあると思います。

関東部会

- ▽車道の整備促進
- ▽少子化対策の推進
- ▽北陸新幹線の早期整備
- ▽国による制度創設や改正時におけるコンピュータシステム構築や改修についての国の責任で行うこと

東海部会

- ▽生活保護に関する意見書
- ▽道路整備の促進
- ▽義務付け・枠付けの見直し
- ▽子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望

四国部会

- ▽郵政改革に関する要望
- ▽地方の公共交通の維持存続に向けた国の支援制度の充実
- ▽介護保険事業に係る公費負担

中国部会

- ▽学校教育施設の耐震化事業推進
- ▽近畿北部地域の道路交通網整備
- ▽海上交通の持続的な維持、確保
- ▽子ども手当にかかる地方負担

近畿部会

- ▽地球温暖化対策に寄与する機器の導入に対する支援の拡充
- ▽自治体病院の医師確保対策並びに財政支援措置の充実強化等
- ▽林業の再生
- ▽九州における高速交通網の整備充実

九州部会

- ▽自治体病院の医師確保対策並びに財政支援措置の充実強化等
- ▽林業の再生
- ▽九州における高速交通網の整備充実

議会人事

- | | | |
|----------------|------------------|-------------------|
| ▽議長 | ▽副議長 | ▽事務局長 |
| ▽北本 加藤勝明(3・19) | ▽志木 伊地知 伸久(3・23) | ▽あま 初山兼芳(3・22) |
| ▽志木 池田則子(3・23) | ▽あま 吉川景男(4・12) | ▽静岡 竹下次郎(4・1) |
| ▽あま 松下昭憲(4・12) | ▽伊賀 桃井隆子(4・15) | ▽伊賀 大谷泰紀(4・1) |
| ▽伊賀 今井由輝(4・15) | ▽大田(鳥根) | ▽大田(鳥根) 弓場広明(4・1) |
| ▽大田(鳥根) | ▽北見 石橋秀利(4・19) | ▽坂出 藤村正人(4・1) |
| ▽北見 仁部敏雄(4・21) | ▽北見 森部浩司(4・21) | ▽観音寺 篠原武廣(4・1) |
| | ▽武雄 小池一哉(4・23) | ▽土佐清水 山崎俊一(4・1) |
| | ▽御前崎 岡村 勝(4・26) | ▽須崎 石川 強(4・1) |
| | | ▽狭山 手島秀美(4・23) |
| | | ▽武雄 牟田勝浩(4・23) |
| | | ▽御前崎 後藤憲志(4・26) |
| | | ▽天理 佐々岡典雅(4・26) |
| | | ▽四万十 宮地 昭(4・26) |
| | | ▽天草 本田武志(4・26) |
| | | ▽静岡 安竹信男(4・27) |
| | | ▽神埼 松本軍二(4・27) |
| | | ▽生駒 中谷尚敬(4・28) |
| | | ▽杵築 鈴木六朗(4・28) |
| | | ▽男鹿 吉田清孝(4・30) |
| | | ▽篠山 河南克典(4・30) |
| | | ▽国東 吉水國人(4・30) |
| | | ▽天理 大橋基之(4・26) |
| | | ▽四万十 上岡礼三(4・26) |
| | | ▽天草 松江雅輝(4・26) |
| | | ▽名取 本郷一浩(4・27) |
| | | ▽静岡 栗田裕之(4・27) |
| | | ▽丸亀 小野健一(4・27) |
| | | ▽神埼 永沼 彰(4・27) |
| | | ▽生駒 下村晴意(4・28) |
| | | ▽杵築 河野正治(4・28) |
| | | ▽男鹿 中田謙三(4・30) |
| | | ▽篠山 吉田浩明(4・30) |
| | | ▽国東 唯有幸明(4・30) |

フォレスト・サポーターズ

林野庁

いまの日本の環境を救えるのは、森だと思う

わたしたち日本人は、昔から森の恵みを受けて森とともに暮らしてきました。しかし最近では、「植えて、育てて、収穫して、上手に使う」という「森づくりの循環」が途切れてしまったため、森が元気を失い、森の恵みを受けられなくなりました。「フォレスト・サポーターズ」は、一人ひとりが森のたけに行動し、森を支えるチカラとなって、元気な森を取り戻すための取り組みです。

「京都議定書（平成9年に議決）」に基づき、我が国では平成2年（1990年）比で、6%の温室効果ガス削減を目標に掲げています。6%のうち、2・2%は「省エネなどによる削減」、3・8%は「国内の森による吸収」によって賄えます。温室効果ガス削減に向け国内の森林は、大きな役割を担っています。

しかし近年では、林業経営の悪化や山村の過疎化などにより、「植える」「育てる」「収穫する」「上手に使う」という、森林が本来有するサイクルが働かなくなっています。森林の荒廃は「土壌の保全効果」「土砂災害防止機能」を招くのみならず、「水

源かん養機能」の低下などを招き、国民生活へ大きな暗い影を落とします。

内閣府に設置されている日本学術会議の試算によれば、定量的な評価が可能な地球環境保全▽土壌保全・土砂災

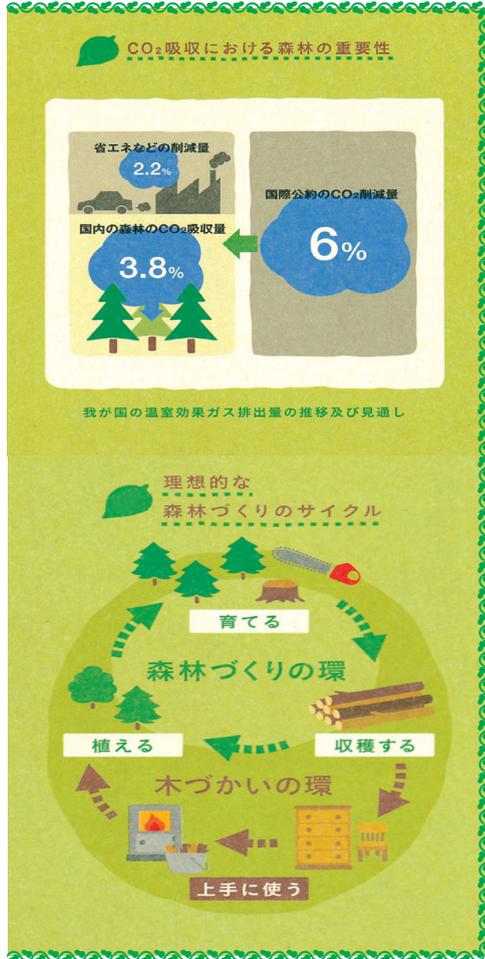
害防止▽水資源かん養▽保健・レクリエーション」の4つの機能だけで、年間70兆円分の経済効果が見込まれています。膨大な経済効果をもたらす森林のチカラを最大限に発揮させられるよう、私たち一人ひとりが森づくりへ参加する取り組み、それが「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として実施されている「フォレスト（森）・サポーターズ（支える人々）」です。

サポーターとなるための難しい要件はありません。個人

【美しい森林づくり推進国民運動】我が国国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全し、緑豊かな国土を次世代へ引き継いでいくことを目指した運動。平成19年2月、政府は閣僚会合を設置し、政府一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を展開すると決定した。政府では19年から6年間で、330鈔の間伐

を実施するなどの目標を掲げ、国民の幅広い協力の下、国産材の利用、地域づくり、森林づくりへの参画を進めるべく、全国各地で運動を展開している。

このほか政府では100年先を見据え、▽長伐期化▽針広混交林化▽広葉樹林化——などに取り組み、多様な森林づくりを進めている。



【ご案内】

「フォレスト・サポーターズ」登録団体の特典として、スヌーピー等のイラストが使用できます！（適宜募集）

現在、「フォレスト・サポーターズ」の一員であるスヌーピー等の協力により、「フォレスト・サポーターズ」限定のスヌーピーの「壁紙」や「携帯待ち受け画像」がダウンロードできるようになっています。

そして、更に「フォレスト・サポーターズ」登録団体の特典として、以下の「森のための4つのアクション」に対応したスヌーピー等のイラストが、登録団体限定で使用できるようになりました。

今日からやろう！ 森のための4つのアクション

- 1. 森にふれよう
- 2. 木をつかおう
- 3. 森をささえよう
- 4. 森と暮らそう

■ 問合せ先

「フォレスト・サポーターズ」運営事務局（社）国土緑化推進機構 政策業務部
 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館内
 TEL. 03-3262-8437 FAX.03-3264-3974 E-mail : fore-sapo@green.or.jp

http://www.mori-zukuri.jp/